岩手県教育委員会訓令第６号

事務局

教育機関

岩手県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年３月29日

岩手県教育委員会

委員長　八重樫　　　勝

岩手県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会安全衛生管理規程（昭和41年岩手県教育委員会訓令第４号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第１章～第３章　［略］ 第４章　衛生管理 第１節～第２節　［略］ 第３節　健康診断（第38条－第52条） 第５章　雑則（第53条） 附則	目次 第１章～第３章　［略］ 第４章　衛生管理 第１節～第２節　［略］ 第３節　健康診断等（第38条－第55条） 第５章　雑則（第56条） 附則
（主任安全衛生管理者等） 第13条　［略］ ２～７　［略］ ８　安全衛生管理事務主任は、主任安全衛生管理者の命を受けて安全管理及び衛生管理に関する基本計画の実施その他の事務を処理するとともに、本庁の産業医の命を受けてその分担に係る予防接種及び健康診断に関する事務を処理する。	（主任安全衛生管理者等） 第13条　［略］ ２～７　［略］ ８　安全衛生管理事務主任は、主任安全衛生管理者の命を受けて安全管理及び衛生管理に関する基本計画の実施その他の事務を処理するとともに、本庁の産業医の命を受けてその分担に係る予防接種、健康診断及び心理的な負担の程度を把握するための検査（法第66条の10第１項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査をいう。以下同じ。）に関する事務を処理する。
（産業医） 第14条　［略］ ２　産業医は、この訓令に定めるもののほか、次に掲げる業務のうち医学に関する専門的知識を必要とする職務を行う。 （１）　第24条第２項の規定による事後措置に関すること。 （２）　労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第14条第１項第１号に規定する面接指導等の実施及びその結果に基づく健康の保持のための措置に関すること。 （３）　［略］	（産業医） 第14条　［略］ ２　産業医は、この訓令に定めるもののほか、次に掲げる業務のうち医学に関する専門的知識を必要とする職務を行う。 （１）　健康診断の実施及びその結果に基づく健康の保持のための措置に関すること。 （２）　法第66条の８第１項に規定する面接指導及び法第66条の９に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく健康の保持のための措置に関すること。 （３）　心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに法第66条の10第３項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく健康の保持のための措置に関すること。 （４）　［略］

（４）　前３号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。	（５）　前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。
（５）　［略］	（６）　［略］
（６）　［略］	（７）　［略］
（７）　［略］	（８）　［略］
３・４　［略］	３・４　［略］
第３節　健康診断	第３節　健康診断等
（定期健康診断）	（定期健康診断）
第39条　［略］	第39条　［略］
２　前項に規定する定期健康診断のほか、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第22条第１項若しくは第２項又は省令第13条第１項第２号に掲げる業務に従事する職員（療養者を除く。）については、毎年８月から翌年２月までの間に定期健康診断を行う。	２　前項に規定する定期健康診断のほか、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第22条第１項若しくは第２項又は労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第13条第１項第２号に掲げる業務に従事する職員（療養者を除く。）については、毎年８月から翌年２月までの間に定期健康診断を行う。
３・４　［略］	３・４　［略］
（変更申請書等を受理した場合の処理）	（変更申請書等を受理した場合の処理）
第49条　産業医は、変更申請書を受理したときは、健康管理区分の判定を行い、その結果を別に定める様式による健康管理区分判定通知書により各課等の長に通知しなければならない。この場合において、事後措置の必要な職員については、各課等の長の講ずべき事後措置その他健康管理に必要な意見を付すものとする。	第49条　産業医は、変更申請書を受理したときは、別表に定める判定基準により健康管理区分の判定を行い、その結果を別に定める様式による健康管理区分判定通知書により各課等の長に通知しなければならない。この場合において、事後措置の必要な職員については、各課等の長の講ずべき事後措置その他健康管理に必要な意見を付すものとする。
２～５　［略］	２～５　［略］
	（心理的な負担の程度を把握するための検査）
	第53条　心理的な負担の程度を把握するための検査は、全ての職員（療養者を除く。）について、毎年１回以上行う。
	２　省令第52条の９に規定するもののほか、心理的な負担の程度を把握するための検査の実施の細目は、その都度主任安全衛生管理者が定める。
	（心理的な負担の程度を把握するための検査の実施）
	第54条　主任安全衛生管理者は、前条第２項の規定により定めた実施の細目に従い、医師等（法第66条の10第１項に規定する医師等をいう。以下同じ。）による心理的な負担の程度を把握するための検査を実施するものとする。
	２　第42条第２項及び第３項の規定は、心理的な負担の程度を把握するための検査の実施について準用する。この場合において、同条第２項中「産業医」とあるのは、「医師等」と読み替えるものとする。
	（心理的な負担の程度を把握するための検査の記録管理）
	第55条　第51条の規定は、心理的な負担の程度を把握するため

（秘密の保持）

第53条　［略］

別表（第24条、第45条、第48条、第49条、第51条関係）

（ア）　本庁及び学校以外の出先機関に勤務する職員

健康管理区分				事後措置の基準
区　分			判定基準	
［略］				
医療の面	［略］			
	3	［略］	医師による直接の医療行為又は指導を必要しない場合	

（イ）　学校に勤務する職員

健康管理区分				事後措置の基準
区　分			判定基準	
［略］				
医療の面	［略］			
	3	［略］	医師による直接の医療行為又は指導を必要しない場合	

の検査の結果その他必要な事項の記録又は管理について準用する。この場合において、同条中「産業医」とあるのは、「医師等」と読み替えるものとする。

（秘密の保持）

第56条　［略］

別表（第24条、第45条、第49条関係）

1　本庁及び学校以外の出先機関に勤務する職員

健康管理区分				事後措置の基準
区　分			判定基準	
［略］				
医療の面	［略］			
	3	［略］	医師による直接の医療行為又は指導を必要としない場合	

2　学校に勤務する職員

健康管理区分				事後措置の基準
区　分			判定基準	
［略］				
医療の面	［略］			
	3	［略］	医師による直接の医療行為又は指導を必要としない場合	

備考　改正部分は、下線の部分である。

附　則

この訓令は、平成28年３月29日から施行する。